

制定	平成18年9月29日	中国運輸局公示第70号
改正	平成20年6月30日	中国運輸局公示第41号
改正	平成21年9月30日	中国運輸局公示第87号
改正	平成25年5月31日	中国運輸局公示第12号
改正	平成26年1月27日	中国運輸局公示第88号
改正	令和6年3月26日	中国運輸局公示第131号

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画 変更認可申請事案等の審査基準について

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可申請等の審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年9月29日

中国運輸局長 神谷 俊広

記

1. 事業計画の変更の認可（道路運送法（以下「法」という。）第15条第1項）

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準（平成18年9月29日付け中国運輸局公示第69号。以下「新規許可審査基準」という。）2.～8.、10.の定めるところに準じて審査する。なお、新規許可審査基準9.（1）の規定により、区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更の認可申請については、前段に加えて、新規許可審査基準9.（1）の定めるところに準じて審査する。
- (2) 事業規模の拡大となる申請については、申請者又は申請者が法人である場合にあつてはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、以下のすべてに該当するものであること等法令遵守の点で問題のないこと。ただし、申請者の営業政策が申請の主たる目的ではないと明らかに認められる場合においてはこの限りではない。
 - ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年法律第64号)等の違反により申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。

- ② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限(禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。)ではないこと。
- ④ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全の確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前にその命令された事項が改善されていること。
- ⑤ 申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させてないこと。
- ⑥ 申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)がないこと。
- ⑦ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成12年運輸省・建設省令第9号)及び自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

2. 事業の譲渡及び譲受の認可(法第36条第1項)

- (1) 事業を譲り受けしようとする者について、新規許可審査基準2.~12.の定めるところに準じて審査する。
- (2) 譲渡譲受の対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。
- (3) 対象となる路線における事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適

用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画及び運行計画の変更の手續とすること。

3. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、新規許可審査基準2.～12.の定めるところに準じて審査する。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、運行態様に応じ新規許可審査基準3.(3)、4.(2)、5.(2)の基準を満たさない申請については認可しないこととする。
- (3) 分割の認可については、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条及び分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）に基づき、会社の分割に伴う労働契約の承継等が行われているものであること。
- (4) 合併及び分割並びに相続対象となる財産のうち、国庫補助金により取得した財産であって、補助要綱等で定める処分制限期間内の財産の有無を確認し、当該処分制限期間内の財産がある場合には、補助金適正化法第22条に基づく財産処分の承認を受けさせること。

4. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

平成16年6月30日付け国自総第139号、国自旅第79号、国自整第51号及び平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号に定めるところによる。

5. 運送約款の認可（法第11条第1項）

- (1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第12条各号に掲げる事項が明確に定められているものであること。

6. 協定の認可（法第19条）

契約又は協定が公衆の利便を増進するものであること。

7. 運賃等上限の認可（法第9条第1項）

平成13年12月5日付け国自旅第116号、118号で定めるところにより行うものとする。

8. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

9. 申請時期

認可及び許可の申請は、随時受け付けるものとする。

附 則（平成18年9月29日）

1. この審査基準は、平成18年10月1日以降に申請するものについて適用する。

2. 平成13年12月27日付け中国運輸局公示第164号「一般乗合旅客自動車
運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」は平成18年
9月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成20年6月30日）

この審査基準は、平成20年7月1日以降に申請するものから適用する。

附 則（平成21年9月30日）

この審査基準は、平成21年10月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（平成25年5月31日）

この審査基準は、平成25年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（平成26年1月27日）

この審査基準は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けるものから適用する。

附 則（令和6年3月26日）

この審査基準は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けるものから適用する。